

## 「高等学校の多言語教育の現場における教員確保－現行制度の活用」

山下誠（神奈川県立麻生総合高等学校）

水口景子（公益財団法人国際文化フォーラム）

### 1. はじめに

前分科会では、教員資格に関する現行制度を概観したうえで、課題を整理した結果、既存教科・科目とは違い、外国語（諸言語）の免許状を有した者を現場で確保するのは、決してたやすくはない現状を確認した。一方で、現行制度を活用して、新たに教員免許状を取得した者が実際に教壇に立つことも可能であるが、こうした情報は、これまで関係者間で広く共有されてきたとは言い難い。そこで本分科会では、今後の人材確保に資するために、それらの具体事例を報告する。

### 2. 活用事例①：「2022.3 文部科学省通知」以降の特別免許状授与

文部科学省「特別免許状について」より [https://www.mext.go.jp/content/20210514-mxt\\_kyoikujinzai02-000014888\\_4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210514-mxt_kyoikujinzai02-000014888_4.pdf)

教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者（都道 府県教育委員会）の行う教育職員検定により授与する「教諭」の免許状。

この制度は、1988年に創設されて以来約四半世紀を経過したものであるが、東京都の場合をみると、外国語コースを設置している関東国際高校、多様な選択科目の開設を特色とする都立王子総合高校に勤務する者への授与2例のみが把握されている状況で、高校における多言語教育の現場で、広く活用されてきたとは言い難い。

しかし、2022年3月、文部科学省から「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂を踏まえた積極的な取り組みの依頼について（通知）」が出され、この制度の積極的な活用が推奨されることとなった。具体的には「授与権者（都道 府県教育委員会）の行う教育職員検定」の運用が簡素化され、学校長の推薦があれば、事実上特別免許状の授与につながる道すじが開かれたのである。

本分科会では、この通知以降に特別免許状授与に至った、玉川聖学院高校と都立第五商業高校に勤務する者に対する授与事例について取り上げる。

### 3. 活用事例②：「外国において授与された免許状を有する者等の特例（教員免許法 18 条）」による普通免許状授与

「教員免許法 18 条 1 項」より抜粋

外国において授与された教育職員に関する免許状を有する者

又は外国の学校を卒業し、若しくは修了した者については、

この法律及びこの法律施行のために発する法令の規定に準じ、

授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により、各相当の免許状を授与することができる。

この制度については、①特例の存在そのものが広く知られたものでないこと、また②特別免許状授与と違い、専ら当該個人が申請手続きを行わなければならないことなどの要因から、活用事例が極めて限られてきた。

一方で、授与される免許状が普通免許状であることから、特別免許状のように授与都道府県に限られず日本全国に有効な資格であることから、要件の整った者にとっては活用の幅が広いというメリットがある。

本分科会では、大阪府および兵庫県で授与された事例を報告する。